


☆公害による健康被害を許すな!

☆自然環境・生活環境の破壊を許すな!



ヤマシャクヤク

大阪から公害をなくす会 ニュース

大阪から公害をなくす会
 〒540-0026 大阪市中央区内本町2-1-19
 内本町松屋ビル10 370号
 TEL 06-6949-8120/FAX 06-6949-8121
 E-mail : oskougai@coast.ocn.ne.jp
 URL http://oskougai.com/
 発行責任者 金谷 邦夫
 年間購読料一部2,000円(送料共)

司法は生きていた ～大飯原発運転差し止めまでの道のりとその意義～

大飯原発運転差し止め訴訟団 吉川健司弁護士



講演する
吉川健司弁護士

2014年7月27日、「原発ゼロの会」主催の首記講演会が開かれ、日曜日にもかかわらず105人の参加があり、講演と活発な議論を通し判決の意義がさらに深まりました。吉川弁護士は、弁護士登録から13年、もんじゅ訴訟をはじめ訴訟では、主に安全審査基準を担当されました。講演要旨をレポートします。



大飯町の原告は勇気のいること

この訴訟は2012年11月3日、154名の原告団が提訴しました。注目は県内自治体から9市8町すべてから原告にたたれたことです。

大飯町は人口8000人3000世帯です。選挙など「どこの誰が誰に入れた…」とわかるという小さな自治体で原告になることは相当勇気のいることでした。提訴から1年の間に8回の弁論、結審から2か月という異例の早期判決でした。先のもんじゅ裁判は結審から判決まで1年かかっています。

原告の主張は、

- ①原発の危険性の証明は関電がするべき。
- ②使用済み核燃料プールの危険性。
- ③耐震設計の不十分性（基準地震動の想定が甘い）
- ④地震・津波による外部電源喪失。
- ⑤活断層の真上に原子炉がある危険性。

⑥震源を特定しない地震動の危険性
 の6点です。判決まで毎月1回の進行協議と裁判所から原告・被告双方に5回にわたる質問があったことも異例でした。中心は、燃料プールからの放射能漏れ、地震の規模、基準地震動により給水を喪失した場合の対応の点でした。裁判所の真意を測りかね弁護士も悩みました。

判決の特徴

結果、判決主文は『被告は大飯発電所3号機4号機の原子炉を動かしてはならない』というものでした。判断の枠組みは「生命を守り生活を維持する利益は人格権のなかでも根幹をなすもの」「原子力発電所の稼働は電気を生み出すための手段たる経済活動の自由

に属するもので人格権よりも劣位に置かれる」「原発事故が発生すれば人格権の中核部分が極めて広汎に奪われる」という内容で、さらに、具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めは認められるべきだとし、さらに、「福島事故以降、この判断を避けることは裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい。」と裁判所の責任にふれたのです。

①1260ガルを超える地震到来の危険性があることを認めました。

日本で記録された最大の地震動は4022ガルの2008年岩手・宮城内陸地震のM7.2で大飯でも起こりうる。

②基準地震動700ガルを超える地震が到来する危険がある。2005年からの10年、4原発で700ガル超えの地震が到来している。

③活断層の規模を過小評価している。活断層が長ければ地震規模も大きくなる。松田式では、20kmでM7、80kmではM8になる。

④使用済み核燃料プールの危険性について、大飯の使用済み燃料は1000本、全電源喪失から3日で危機的状態になる。格納容器外の水槽は堅固な設備ではない。燃料プールの耐震性はBクラスだ。

そうして、関電のかかり対応は「深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとに成り立っている」と断罪しています。

憲法上の価値評価に優劣

判決の特徴は、人格権の優位性など憲法上の価値評価に優劣をつけたこと。新規基準の合理性を否定したこと。「世界最高の基準などない」といいます。

世論は脱原発に着実に変化しています。市民の支持の大きさによって高裁でも「差し止め判決」は可能です。福井判決で禁じられた再稼働を許すのか、これから市民の力が問われています。

(文責藤永)